

4. 三鷹市水泳連盟規約

第1章 （名称及び事務所）

第1条 本連盟は、三鷹市水泳連盟と称する。

第2条 本連盟の事務所を三鷹市スポーツ協会事務局に置く。

第2章 （目的及び事業）

第3条 本連盟は、アマチュアスポーツの精神に基づき水泳の健全な普及・発展を図り、もって市民の心身の健全な発達に寄与することと、相互の親睦を図ることを目的とする。

第4条 本連盟は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 水泳及び水泳競技に関する技術の調査・研究
- (2) 水泳大会ならびに競技会の開催
- (3) 水泳に関する練習会の開催及び指導者の養成
- (4) 水泳及び水泳競技に関するグループの育成
- (5) 同じ目的を有する他の団体との連絡
- (6) その他本連盟の目的達成に必要な事業を行う

第3章 （組 織）

第5条 本連盟は、水泳愛好者にして、本連盟の趣旨に賛同する在住、在勤、在校者をもって構成する。

第6条 本連盟の会員は、団体会員、準団体会員及び個人会員とする。なお、本連盟への登録は、重複してはならない。

- 2 団体会員とは、一般自主クラブ及び企業クラブの会員をいう。
- 3 準団体会員とは、連盟が直接運営するグループの会員（部員）をいう。
- 4 個人会員とは、正当な理由により自主クラブに加入できない会員をいう。
上記の会員とは、次の各号の一に該当する会員をいう。

- (1) 水泳界に多大な業績を残し、今後、三鷹市の水泳に貢献し得る者
- (2) 団体会員から個人会員に変更する場合には、正当な理由を有し、かつ、所属クラブの推薦を受けた者で、今後も三鷹市の水泳に貢献し得る者

第4章 （役 員）

第7条 本連盟に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副 会 長 2 名以下
- (3) 理 事 (若干名)
- (4) 監 査 2 名

第8条 会長及び副会長は、理事会において推薦され、総会で承認を得る。

2 会長は、本連盟を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

第9条 理事は、各加盟団体（準団体を除く）から推挙された者であって、連盟の業務を議決し、本連盟の運営に当たる。

第10条 理事長は、理事の互選により選出し、本連盟の業務を掌る。

第11条 監査は総会において選出し、本連盟の会計を監査する。

第12条 役員の任期は、基本2年とする。但し、再任を妨げない。

2 途中で退任した役員の後任者の任期は、前任者の残任任期とする。

第13条 本連盟は、必要に応じて理事会の議を経て、顧問、参与を置くことができる。

第5章 （連盟への加入及び資格の喪失）

第14条 本連盟に加入するときは、理事会の承認を得なければならない。

第15条 本連盟の加盟団体及び個人会員は、次の事由によって資格を喪失する。

- (1) 脱 退
- (2) 加盟団体の解散
- (3) 除 名

第16条 本連盟の加盟団体及び個人会員が次の各号の一に該当するときは、理事会の議決を経て、会長がこれを除名することができる。

- (1) 本連盟としての義務に違反したとき
- (2) 本連盟の名誉を傷つけ、又は連盟の目的に違反する行為のあったとき
- (3) 会費を一年以上滞納したとき

第17条 加盟団体及び個人会員は、所定の会費を毎年5月末日までに連盟に納付する。

第6章（会 議）

- 第18条 本連盟の会議は、総会、理事会及び常任理事会とする。
- 第19条 総会は、各加盟団体（準団体を除く）及び個人会員が推挙する者（評議員）で構成し、毎年1回定期に会長が招集する。但し、臨時総会は必要に応じて、随時招集することができる。なお、総会は評議員の過半数をもって成立し、議決は有効投票の過半数をもって決定する。
- 第20条 総会は、会長・副会長の承認、事業計画及び予算、決算等を討議し、連盟の運営のための指針を決定する。
- 第21条 加盟団体（準団体を除く）及び個人会員は、評議員（員数は理事会で別途定める）を総会に出席させる義務を有する。
- 第22条 理事会は、会長、副会長、理事及び顧問で構成し、理事長が招集し原則として年4回開催する。
- 2 常任理事会は、会長、副会長、理事長、顧問、その他理事長の指名する理事等をもって構成し、理事長が招集し開催する
- 第23条 個人会員は、理事会に連絡員を参加させることができる。

第7章（経 費）

- 第24条 本連盟の経費は、会費その他の収入によって支弁する。
- 第25条 本連盟の会費は、理事会において別途定める。
- 第26条 本連盟事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

第8章（専門部会）

- 第27条 本連盟理事会の執行機関として本連盟の運営及び管理する部門として運営本部を設置し、同本部の下に
- (1) 運営本部総務部
 - (2) 運営本部会計部
 - (3) スペシャルチーム（マスターズ、三水連だより、電腦）
- を、また、本連盟の主催、主管、受託する事業に関する部門として事業本部を設置し、同本部の下に
- (1) 事業本部スクール事業部（傘下 G.シニア部、ジュニア部）
 - (2) 事業本部事業企画部

(3) 事業本部競技部

を置き、それぞれ専門的活動を行う。

2 両本部とは独立した対外的活動を行う渉外担当を設置する。

第28条 本規約の改正は、総会において出席評議員3分の2以上の同意を必要とする。

第29条 本規約で定めた以外の細目は、理事会において別途定める。

附 則

この規定は、昭和52年4月1日から施行する。

昭和53年3月26日一部改正	昭和54年3月11日一部改正
昭和55年3月16日一部改正	昭和56年3月15日一部改正
昭和60年3月17日一部改正	平成6年3月13日一部改正
平成18年3月11日一部改正	平成29年3月12日一部改正
平成30年3月18日一部改正	令和2年4月10日一部改正
令和3年4月7日一部改正	令和4年4月1日一部改正
令和6年4月1日一部修正	令和7年3月16日一部改正